

訂正とお詫び

【2023 I N P U T 講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（I N P U T 編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【商登法Ⅱ】

頁数	場所	誤	正
221	⑥	令和4年の先例により内容を下記のとおり変更	

⑥ 払込みをする時期

設立時発行株式に関する事項が定められている定款の作成日又は発起人全員の同意があったことを証する書面に記載されているその同意があった日よりも後に払込があった場合はもとより、その前に払込みがあった場合であっても、発起人又は設立時取締役（発起人から受領権限の委任がある場合に限る）の口座に払込まれている等、当該設立に際して出資されたものと認められるものであれば差し支えない（令4.6.13第286号）

